

第3回 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会
議事次第

平成27年11月25日(水)
18:30～20:30
国土交通省幹部会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 旭化成建材等からの報告について
- (2) 安全性の確認・検証について
 - ①傾斜・ひび割れ等の不具合の確認状況について
 - ②くいの到達を確認する方法について
 - ③横浜市の分譲マンション西棟の構造安全性について
- (3) 再発防止策について

3. 閉会

※委員会終了後 委員長・副委員長等による記者会見実施予定

第3回基礎ぐい工事問題に関する対策委員会

配布資料一覧

【1. 旭化成建材等からの報告】

1-1 旭化成建材からの最終報告

1-2 コンクリートパイル建設技術協会からの報告

【2. 安全性の確認・検証関係】

2-1 くいの到達を確認する方法（案）

2-2 目視による傾斜、ひび割れ等の確認状況

2-3 横浜市の分譲マンション西棟の構造安全性の検証結果

（参考）

・ 第2回議事要旨



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 旭 化 成 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 野 敏 雄
 (コード番号: 3407 東証 第一部)
 問 合 せ 先 広 報 室 長 山 崎 真 人
 (TEL 03-3296-3008)

旭化成建材 (株) による杭工事实績 3,040 件に関する調査報告

この度は、当社子会社の旭化成建材株式会社(本社:東京都千代田区、社長:前田 富弘、以下「旭化成建材」)による杭工事において、施工データの流用等が確認されておりますことについて、関係各位の皆様方に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

本日、旭化成建材の杭工事における流用等の有無の調査可能な物件すべてについて調査が完了し、国土交通省へ結果を報告しましたので、お知らせいたします。

なお、関係者様からのご指摘により、11月13日時点の報告に一部不備があったこと、および対象とすべき物件が調査対象から漏れていたことが判明しており、合わせて国土交通省に訂正報告を行っております。関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

1. 調査結果について

国土交通省の指示に基づき、元請建設会社様および情報提供の要請をいただいた自治体様へ物件情報をご提供し、元請建設会社様および自治体様の協力の下、施工報告書の内容確認を実施してまいりました。

その結果、調査対象件数 3,040 件に調査対象から漏れていた追加物件 12 件を合わせた 3,052 件のうち、本日時点で杭の施工データが存在しない等データ流用等の有無の判定につながる根拠が発見出来なかった物件、および物件消失等により確認が不可能な物件(以下、「データが確認出来なかった件数」) 188 件を除く全物件で確認が終了し、このうち 360 件においてデータの流用等が判明しました。

		追加物件※1	合計
調査対象件数	3,040 件	12 件	3,052 件※2
確認が終了した件数 (うちデータ流用等が判明した件数)	2,852 件 (354 件)	12 件 (6 件)	2,864 件 (360 件)
確認中の件数	0 件	0 件	0 件
データが確認出来なかった件数 (うち物件消失等により確認が不可能な件数)	188 件 (35 件)	—	188 件 (35 件)

※1 調査対象から漏れていたことが判明した物件。

※2 最終的な調査物件数は 3,040 件-35 件(物件消失等により確認が不可能な物件)+12 件(追加物件)=3,017 件となります。

データが確認出来なかった物件を除く対象物件の総杭本数と、データ流用等が判明した杭本数およびデータ流用等の内訳は、下記の通りです。なお、個別物件ごとの詳細の内訳につきましては、非開示とさせていただきます。

	物件数	杭本数
調査対象件数・本数 (データが確認出来なかった件数・本数除く)	2,864 件	142,539 本
データ流用等が判明した件数・本数	360 件	2,382 本 (総本数 26,351 本)
うち電流計データ流用件数・本数①	266 件※	1,478 本
うち流量計データ流用件数・本数②	144 件※	904 本

※①②が重複している件数 (50 件) を含みます。

2. データ流用等が判明した物件等の安全性確認について

旭化成建材は、データ流用等が判明した物件に関して、国土交通省の指示に基づいて行われる元請建設会社様および施主様による建物の安全性確認に協力してまいります。なお、特定行政庁※において安全性が確認された物件に関しては、特定行政庁から国土交通省にご報告されることとなっております。

※特定行政庁：建築基準法第2条第三六号の定めで建築主事を置く地方公共団体。建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

3. 今後の取り組み

データ流用等の背景と動機については、社内の調査委員会が外部調査委員会の指導および助言を得ながら徹底究明し、適切な是正策を講じてまいります。調査結果については、年内を目途に中間報告をとりまとめる予定です。

旭化成建材の杭工事に関する施工報告書において、データの流用等が多数判明し、居住者の皆様、施設をご利用の皆様、施主様、各自治体様、元請建設会社様および関係各位の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上

調査対象3,040件における調査結果

	1.集合住宅			2.事務所			3.商業施設			4.工場・倉庫			5.医療・福祉施設			6.学校			7.公共施設			8.土木			9.その他			総計			
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	
北海道	131	16	29	0	0	2	7	1	1	30	10	4	45	3	8	71	9	5	49	5	10	12	2	1	68	4	4	9	422	50	69
青森県	2	0	1	0	0	0	3	1	1	7	2	1	1	1	0	3	0	2	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	19	7	2
岩手県	2	0	1	0	0	0	1	0	0	4	0	0	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	13	0	2
宮城県	6	0	0	7	0	1	8	0	0	23	6	4	5	1	0	10	0	1	8	0	4	2	0	0	9	1	0	0	80	10	6
秋田県	7	0	1	0	0	0	1	0	0	7	1	0	1	0	0	5	1	0	3	1	0	1	0	0	2	0	0	0	27	3	1
山形県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1
福島県	10	0	1	5	0	0	1	0	0	69	10	7	18	4	1	7	0	0	10	0	11	0	0	0	15	1	0	4	87	2	3
茨城県	11	2	2	12	2	0	10	0	0	9	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	34	1	4	178	19	16	
栃木県	1	0	0	2	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	17	1	0
群馬県	5	0	0	3	0	0	1	0	0	17	4	0	6	1	0	2	0	1	1	0	1	0	0	3	0	0	0	39	5	0	
埼玉県	60	12	1	11	2	0	8	0	0	40	7	2	36	5	0	11	2	11	2	1	5	0	0	18	1	2	1	198	31	7	
千葉県	38	5	0	8	1	0	12	2	0	36	7	4	17	5	0	11	0	9	1	1	7	0	0	30	2	1	168	23	9		
東京都	177	33	2	35	7	0	13	4	0	16	3	1	40	7	0	34	11	2	6	0	3	0	0	25	4	2	356	73	6		
神奈川県	58	16	1	14	2	0	7	0	0	32	8	1	31	5	1	15	2	2	6	0	5	0	0	24	2	0	192	35	6		
新潟県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	
富山県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
石川県	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	10	0	0	2	0	0	0	0	0	6	1	0	25	2	0	
福井県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
山梨県	2	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	3	0	0	8	3	0	5	0	8	0	0	5	0	0	0	35	3	0	
長野県	2	0	1	5	3	0	2	0	0	3	0	0	2	0	0	3	0	4	1	0	1	0	0	8	2	2	29	6	3		
岐阜県	3	0	1	2	0	0	3	0	0	2	0	1	2	0	0	3	2	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	18	2	1	
静岡県	11	2	1	2	0	1	2	0	0	12	2	0	5	1	0	3	0	5	0	0	0	0	0	11	2	0	0	55	7	2	
愛知県	20	8	1	3	0	0	7	2	2	21	4	0	3	1	0	13	5	1	1	0	3	0	0	10	3	0	0	81	23	4	
三重県	2	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	13	2	1	
滋賀県	4	0	0	4	0	0	0	0	0	7	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	21	3	0	
京都府	8	0	0	3	0	0	4	0	0	14	2	0	9	0	1	4	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	48	2	1	
大阪府	61	2	1	43	1	0	22	0	0	54	4	0	34	0	0	22	1	0	5	0	2	0	0	17	1	2	260	9	3		
兵庫県	25	1	1	6	0	0	7	0	0	19	0	0	20	2	1	7	0	2	1	0	2	0	0	3	0	0	0	91	4	2	
奈良県	7	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	5	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1	0	
和歌山県	5	0	1	0	0	0	0	0	0	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	16	2	2	
鳥取県	18	0	2	9	0	0	3	0	0	13	1	0	22	0	0	21	0	10	0	0	9	0	0	11	0	0	0	121	1	2	
徳島県	2	0	0	1	0	0	0	0	0	11	2	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	27	2	1	
岡山県	10	0	2	12	0	1	8	0	0	27	1	2	11	0	0	9	0	12	0	1	9	0	0	15	1	2	113	2	12		
広島県	11	0	1	1	0	0	4	1	2	4	0	0	7	0	0	6	0	4	0	0	4	1	0	3	0	0	0	44	2	3	
山口県	2	0	0	1	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	
徳島県	2	0	0	1	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	3	
香川県	1	0	0	1	0	0	0	0	0	13	1	0	14	0	0	4	0	10	0	0	4	1	0	5	0	0	0	64	2	4	
愛媛県	5	0	3	7	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	
高知県	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	10	0	0	5	2	0	3	1	0	14	3	0	5	0	0	1	0	1	0	0	2	0	0	6	1	0	0	47	7	1	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	2	
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	0	
熊本県	2	0	1	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	2	1	13	3	3		
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	0
宮城県	5	0	2	1	0	0	2	0	0	9	1	0	1	0	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	3	0	0	25	3	2	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	
総計	729	101	56	218	20	5	158	12	10	591	90	41	360	37	16	300	36	10	202	20	13	116	7	11	366	31	26	3,040	354	188*	

*物件消失等により確認が不可能な物件35件を含む

追加分(10/22提出の3,040件リスト以外で判明した物件)

	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
北海道																																	
青森県																																	
茨城県																																	
埼玉県																																	
東京都	1	0	0																														
神奈川県	1	1	0																														
大阪府	2	0	0																														
総計	4	1	0	1	0	0	2	1	0	2	1	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	2	2	0	0	0	0	12	6	0			

凡例 A 調査対象件数(一部物件で、前回リスト作成後の詳細調査により用途区分を変更) B 流用等が判明した件数 C データが確認出来なかった件数
※最終的な調査物件数 3,040 - 35 + 12 = 3,017件 このうち流用が確認された物件数360件 データが確認出来なかった物件のうち、物件消失等で確認不可能な物件を除いた数 188 - 35 = 153件

平成27年11月24日

国土交通省土地・建設産業局

施工データの流用等の調査結果に関する旭化成建材（株）からの 報告を受けた国土交通大臣コメントについて

本日、旭化成建材（株）より施工データの流用等に関する調査結果の報告がありました。本件について、国土交通大臣のコメントは別添のとおりですので、お知らせいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

政策調整官 西山（24753）

企画専門官 菅原（24723）

TEL 03-5253-8111（代表）

03-5253-8277（直通）

平成27年11月24日

旭化成建材からの報告を受けた国土交通大臣コメント

- 本日、旭化成建材より、施工データの流用等に関する調査結果の報告がありました。
- 今回の報告により、旭化成建材がくい工事を施工した物件に関して、今月13日に報告があったものも含め、360件のデータ流用があったことが明らかになりました。
- 改めて、旭化成建材において、これほど多くのデータ流用が行われていたことは、極めて遺憾であります。
- 報告を受け、旭化成建材に対しては、既にデータ流用が判明した物件も含めて、早急に安全性の確認を行うよう指示しております。
- また、明日（25日）の対策委員会において、データ流用のあった物件の安全性確認方法等について専門的見地からご議論をいただくこととしております。
- あわせて、今後このような事態が起こらないようにするためにも、対策委員会での議論を通じて、今回のデータ流用等の本質を見極め、その要因に応じて、しっかりと再発防止策を打ち出してまいります。

平成 27 年 11 月 19 日

国土交通大臣

石井 啓一 殿

一般社団法人

コンクリートパイプ建設技術協会

会長 黒瀬 晃

施工管理データの点検実施状況について

既製コンクリート杭の施工管理データについて、一般社団法人 コンクリートパイプ建設技術協会（COPITA）の正会員社 41 社のうち、旭化成建材㈱を除く 40 社に対してデータの点検実施状況を確認しました。平成 27 年 11 月 19 日現在で集計を行ったところ、御施主様・元請様より点検要請を受けた件数および自主点検件数 約 12,000 件に対し、点検済みの件数は 約 2,388 件であり、その割合は 約 20%でした。各社の点検状況の詳細は次頁に示します。

施工管理データの点検実施状況

一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会

	会社名	点検を行うに至った動機	点検予定母数	点検済件数
1	會澤高圧コンクリート(株)	施主・元請から要請があったため	約60	約50
2	(株)アオモリパイル	施主・元請から要請があったため	約10	約10
3	旭化成建材(株)	—	—	—
4	麻生商事(株)			
5	安藤コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	13	13
6	宇部コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	36	36
7	NC貝原コンクリート(株)	施主・元請から要請があったため	62	52
8	沖繩テクノクリート(株)	施主・元請から要請があったため	4	4
9	カワノ工業(株)	施主・元請から要請があったため	2	2
10	九州高圧コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	11	11
11	コーアツ工業(株)		0	0
12	児玉コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	45	45
13	ジャパンパイル(株)	施主・元請から要請があったため、及び自主調査のため	約10,000	約1,000
14	大日コンクリート工業(株)		0	0
15	中国高圧コンクリート工業(株)		0	0
16	中部高圧コンクリート(株)	施主・元請から要請があったため	約80	約80
17	ドーピー建設工業(株)		0	0
18	東海コンクリート工業(株)		0	0
19	東北ポール(株)	施主・元請から要請があったため	45	40
20	(株)トーヨーアサノ	施主・元請から要請があったため	約100	約100
21	東洋コンクリート(株)		0	0
22	(株)ナルックス	施主・元請から要請があったため	約150	約150
23	日研高圧平和キドウ(株)	施主・元請から要請があったため	7	7
24	日本海コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	7	7
25	日本高圧コンクリート(株)	施主・元請から要請があったため	80	80
26	日本コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	22	21
27	(株)日本ネットワークサポート	施主・元請から要請があったため	4	4
28	日本ヒューム(株)	施主・元請から要請があったため	約30	約30
29	萩森興産(株)		0	0
30	富士コン(株)		0	0
31	藤村ヒューム管(株)	施主・元請から要請があったため	約90	約90
32	豊州パイル(株)	施主・元請から要請があったため	約320	約20
33	ホクコンマテリアル(株)	施主・元請から要請があったため	97	51
34	北海道コンクリート工業(株)	施主・元請から要請があったため	11	11
35	前田製管(株)	施主・元請から要請があったため	約100	約60
36	マナック(株)	施主・元請から要請があったため	約250	約200
37	水谷建設工業(株)		0	0
38	三谷セキサン(株)	施主・元請から要請があったため	約300	約150
39	山崎パイル(株)	施主・元請から要請があったため	39	39
40	吉野川ヒューム工業(株)	施主・元請から要請があったため	21	21
41	リウコン(株)	施主・元請から要請があったため	4	4
	正会員(41社)計		約12,000	約2,388

平成27年11月19日

国土交通省土地・建設産業局

自主点検の実施状況等に関する
(一社)コンクリートパイル建設技術協会からの
報告を受けた国土交通大臣コメントについて

11月17日の国土交通大臣の指示を受け、本日、(一社)コンクリートパイル建設技術協会より、自主点検の実施状況等について報告を受けました。本件について、国土交通大臣のコメントは別添のとおりですので、お知らせいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
室 長 倉石(24861)

TEL 03-5253-8111(代表)

03-5253-8281(直通)

国土交通省土地・建設産業局建設業課

企画専門官 菅原(24723)

TEL 03-5253-8111(代表)

03-5253-8277(直通)

平成27年11月19日

コンクリートパイル建設技術協会からの報告を受けた
国土交通大臣コメント

- 本日、一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会から、自主点検の実施状況等について報告がありました。
- この報告は、現時点における協会会員企業の自主点検の状況であり、既に調査を行っている旭化成建材を除き、現在、30社・約12,000件の調査が進められていることが確認できました。
- 今後、基礎ぐい工事に対する国民の信頼を回復していくためには、業界自らが、率先してデータ流用等の再発防止に取り組んでいくことが必要です。
- 本日の報告を受け、次のステップとして、11月27日時点での自主点検の結果について国土交通省に報告するよう協会に指示しました。
- データ流用が判明した物件については、当然のことながら、元請企業等と協力の上、くいの到達の有無等の調査を求めてまいります。
- 国土交通省としては、国民の皆様の不安を解消するため、引き続き、データ流用が判明した物件の安全性の確認を速やかに進めるとともに、対策委員会において専門的見地からのご意見をいただきつつ、しっかりと再発防止策を打ち出してまいります。

くいの到達を確認する方法（案）

- 先行的な調査対象の 82 件について、建築物の安全性の確認を進める過程において、各事例をもとにくいの到達を確認する方法を整理した。

- 旭化成建材のデータ流用が判明した 360 件（先行調査の 82 件を含む）についても、建築物の安全性の確認にあたっては、本方法を参考に確認作業を行うことを求めることとする。

- また、今後、確認作業を進める中で、新たな確認方法等が整理できれば、順次、情報提供することとする。

くいの到達を確認する方法(案)

データ流用等が判明した物件 360件 (11/24 現在)

調査対象

先行的な調査の対象

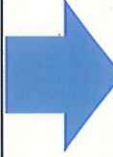
- 地方公共団体の調査等により 11/13 までにデータ流用等が明らかになった物件 計 82件
- 横浜市のマンションの担当者が関与した物件



支持層到達状況の調査

施設管理者、工事施工者等が、データ流用等のあったくいの支持層到達状況について、以下のいずれかの方法で説明(くいの到達深度については、施工記録から確認できることが前提)。

I. 既存の施工記録等から確認		II. 地盤調査を実施
A	B	D
設計段階の地盤調査により支持層が概ね平坦であることを確認した上で、データ流用等のないくいの施工記録等から、データ流用等のあったくい位置における支持層の深さを確認。	データ流用等のあったくい位置における支持層の深さについて、施工段階に行った地盤調査や電流計以外の施工記録があることを確認。	追加でボーリング調査等を実施した上で、支持層への到達の有無を確認。



先行的な調査の対象については、早急な調査が困難なものを除き、11月中旬に目途をつける

結果報告

施設管理者等が、特定行政庁に調査結果を報告。**特定行政庁**は、調査結果の妥当性を判断(必要に応じて国土交通省も協力)。

支持層未達と判断された場合

建築物の構造安全性の検証

くいの到達が確認された事例①【類型A】

①支持地盤位置の確認

- 1) データ流用のない杭の記録から支持地盤位置を確認。概ねEL-1.6~-2.55mの範囲。
 - 2) 流用された杭 (NO2) の直近 (1.3m) の杭 (NO1) のデータから、支持地盤高はEL-2.55m。
 - 3) 流用された杭のデータの内、流用されていない部分のデータから当該杭の支持地盤高はEL-2.45m。
- ・以上のことから、当該NO2の支持地盤高は、EL-2.5m程度と判断。

②杭長の確認

- 1) 設計上当該工事では、4m杭17本、5m杭10本、6m杭 (試験杭) 1本使用。
 - 2) 実際に納品書で設計と同じ、4m杭17本、5m杭10本、6m杭1本、を確認。
 - 3) 当該杭頭高は、EL+0.39mであることを元請けにおいて確認。
- ・以上から、NO2杭の先端深さはEL-3.61mであり、支持層に到達と判断。

電流計記録が流用された疑いのある杭



全28本中、1本の杭で流用を確認 (NO16のデータをNO2に流用と推定)

全杭数: 28本

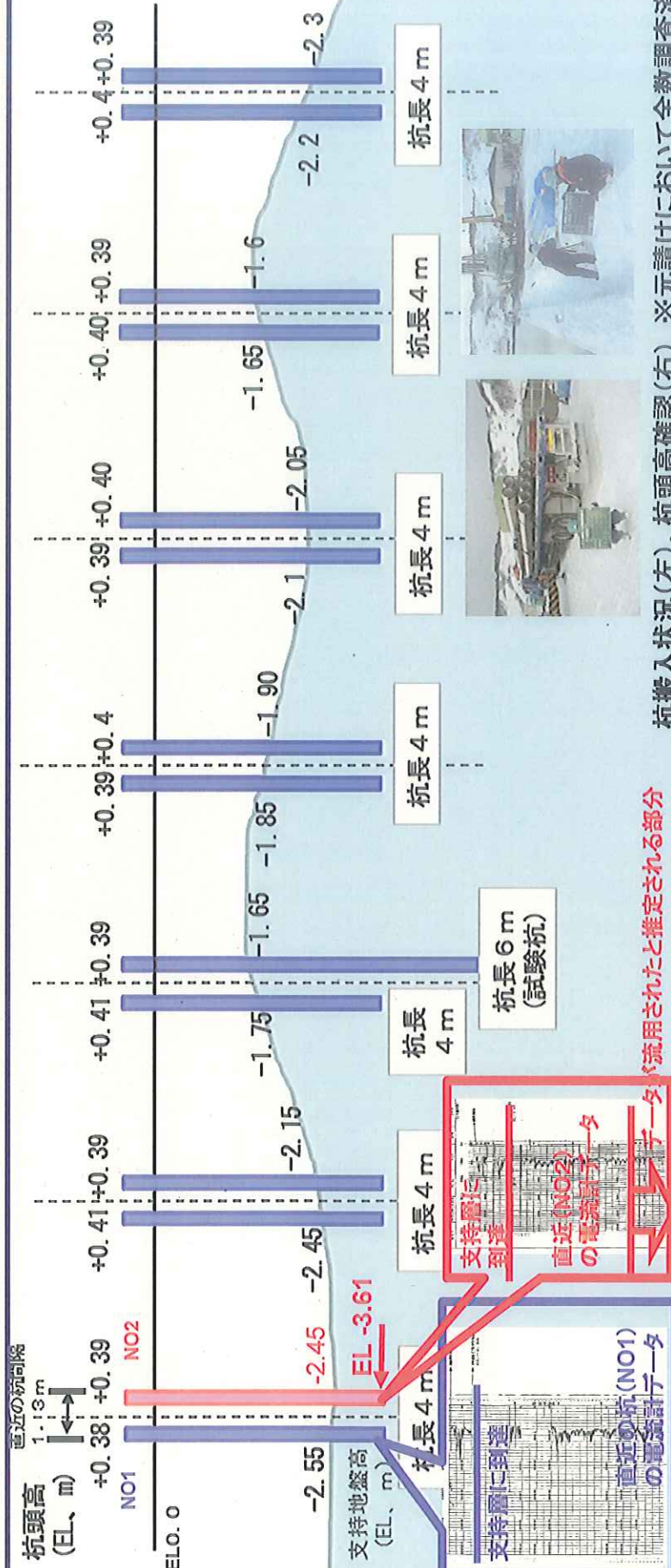
流用のあった杭数: 1本

杭径: φ450mm、杭長: 4~6m

工法: ノバルメックス併用HIFB工法

杭下端レベル: EL-3.6~-EL-5.61m

支持層: 砂質泥岩



電流計データが流用されたと推定される部分

杭搬入状況 (左)、杭頭高確認 (右) ※元請けにおいて全数調査済み

くいの到達が確認された事例②【類型A】

全杭数：46本

流用のあった杭数：3本（電流計）

杭径：φ700、φ800

杭長：62m、49m（62m杭のみ流用）

工法：DYNAWING工法

支持層：細砂層

工事期間：H24.4～H26.5

①支持地盤位置の確認

- 1) 設計時のボアリング調査（2ヶ所）結果から、支持層レベルはGL-61.3m～GL-61.6m。
- 2) 試験杭の支持層レベルは、GL-61.0m～GL-61.8m。
- 3) 流用のない杭の電流計のデータの記録から、支持層レベルはGL-59.5m～GL-62.0m。

②杭長の確認（62m杭のみ）

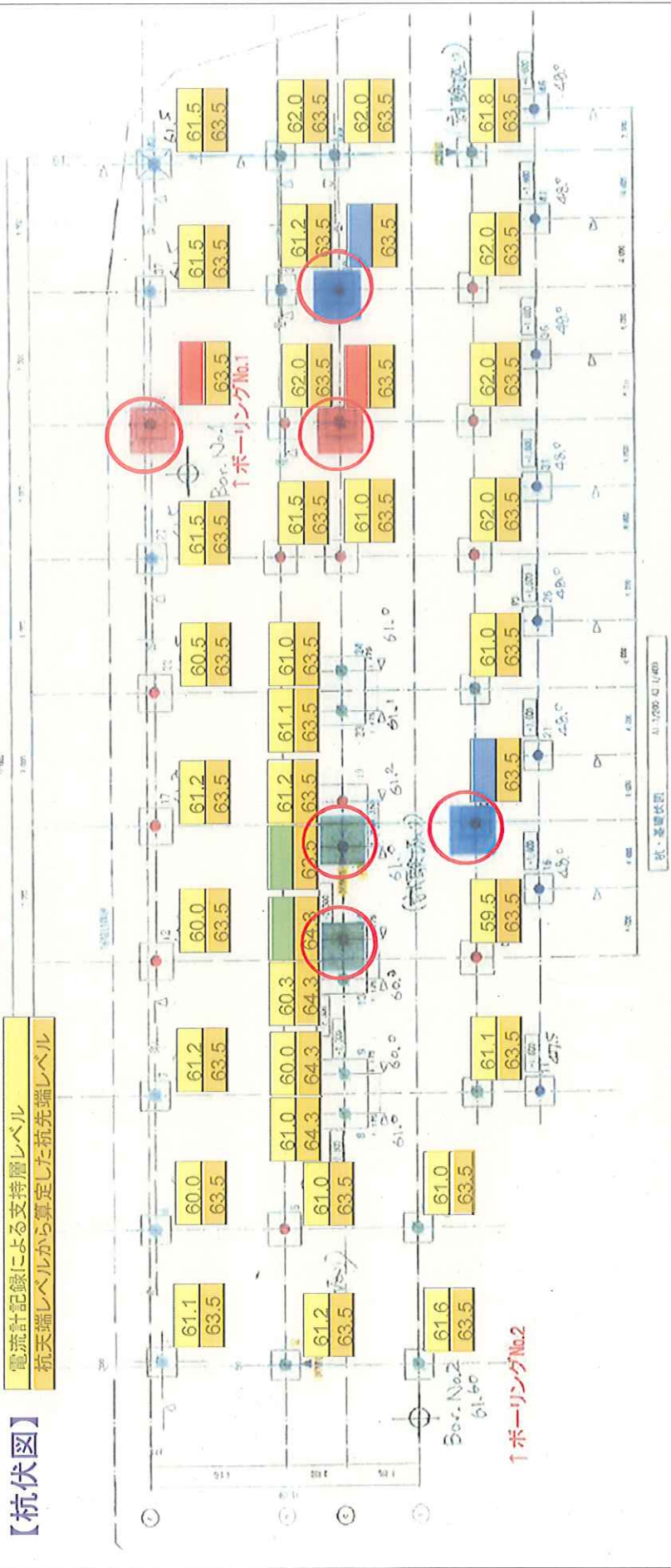
- 1) 杭納品書から、杭長は62mであることを確認。
- 2) 杭天端レベルはGL-1.5m又はGL-2.3mであることを、施工記録により確認。

③支持層到達の確認

- ・①及び②より、流用のあった杭の先端は、支持層に到達と判断。

【杭伏図】

電流計記録による支持層レベル
杭天端レベルから算出した杭先端レベル



くいの到達が確認された事例③【類型B】

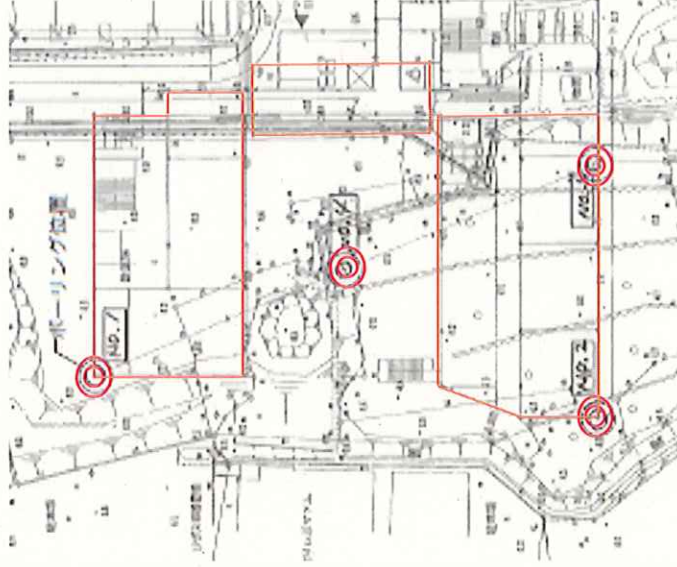
杭施工前にラムサウンディング試験を実施

- ①設計時に4本のボーリング調査を実施したが、支持層の起伏が大きい(6m~11m)ため、既製杭長さは概略で設計。
- ②既製コンクリート杭を製作するために、杭施工前に全ての基礎ブーチングごとラムサウンディング試験を実施し、支持層深さを確認。
- ③支持層深さをもとに、杭長(4~10m)を決定して、杭を製造・施工。

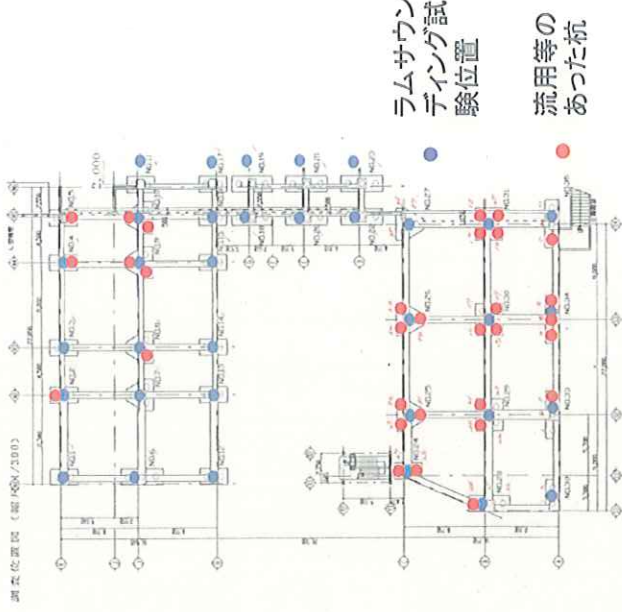
以上から、電流計のデータの流用のあった杭についても先端深さは、支持層に到達していると判断。

全杭数: 119本
 流用のあった杭数: 22本(電流計)
 杭径: φ300、φ600、杭長4m~10m
 工法: RODEX工法
 支持層: 花崗岩
 (どの杭が流用元か不明)

【ボーリング調査位置図】



【杭及びラムサウンディング試験位置図】
(一部)



【杭長変更前】

区分1	区分2	杭径 φmm	杭長 m	杭種	数量 (本)
1期	中舎	600	12	PHC-CⅡ	4
1期	南舎	600	13	PHC-CⅡ	2
1期	南政務所	300	8	PHC-BⅡ	4
2期	北舎	600	9	PHC-CⅡ	39
2期	中舎	600	6	PHC-CⅡ	26
2期	南舎	600	7	PHC-CⅡ	27
2期	外部階段	300	7	PHC-BⅡ	4
合計					119

【杭長変更後】

区分1	区分2	杭径 φmm	杭長 m	杭種	数量 (本)
	南舎	600	4	PHC-CⅡ	19
	南舎	600	6	PHC-CⅡ	29
	南舎	600	7	PHC-CⅡ	10
	中舎	600	6	PHC-CⅡ	15
	中舎	600	8	PHC-CⅡ	3
	中舎	600	10	PHC-CⅡ	5
	北舎	600	5	PHC-CⅡ	18
	北舎	600	6	PHC-CⅡ	7
	北舎	600	9	PHC-CⅡ	9
	北舎	600	10	PHC-CⅡ	6
	南政務所	300	8	PHC-BⅡ	4
	外部階段	300	7	PHC-BⅡ	4
合計					119



くいの到達が確認された事例④【類型C】

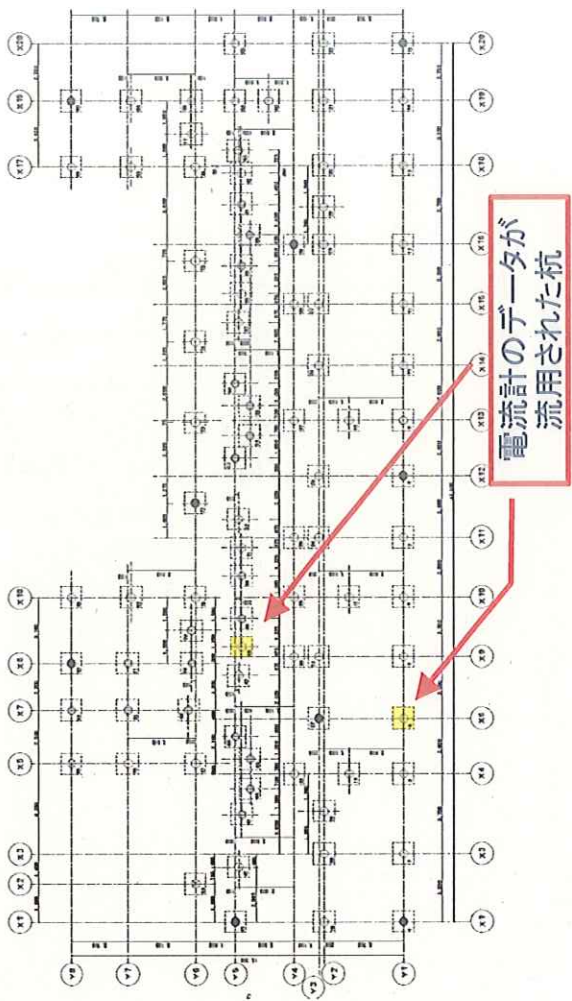
市職員が杭施工時に立会い、施工状況を確認

- ①90本すべての杭の施工時に、市の職員(監督員)が必ず立会って、電流計等を目視により確認し、杭が支持層に到達していることを確認。
- ②その立会いの記録写真を報告書により確認。

以上より、電流計のデータの流用があった杭についても、市職員が立会って電流計等を目視により確認していたことから、杭の先端深さは、支持層に到達していると判断。

全杭数:90本
 流用のあった杭数:1本(電流計)
 杭径:φ400、杭長39m
 工法:HIFB工法
 支持層:砂礫層
 (どちらの杭が流用元かは不明)

○杭配置図



<市職員(監督員)による立会状況>



杭施工状況



市監督員が現場で杭施工状況を確認



市監督員が現場で埋設完了を確認

目視等による傾斜、ひび割れ等の確認状況

調査対象：旭化成建材による電流計データの流用等があった物件のうち先行調査 82 件※

※地方公共団体の調査等により 11/13 までにデータ流用が明らかになった物件

※横浜市のマンションの担当者が関与した物件

調査内容：傾斜やひび割れ等の不具合の有無について、地方公共団体

等が管理する物件については行政の技術職員が直接確認

を行い、民間物件については元請建設業者の技術職員の

確認結果を特定行政庁が確認等を行った。

調査結果：82 件のうち、横浜市のマンションの 1 件を除く 81 件に

ついて、傾斜やひび割れ等の不具合は確認されなかった。

目視等による傾斜、ひび割れ等の確認状況 <先行して調査を実施している82件について>

1. 地方公共団体管理物件 (55件)※

11月25日時点

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	データ流用等			対象建築物の現地確認による 安全性の確認	
					全杭 数	流用のあった 杭数		現地確認の内容	確認を行った者
						電流 計	セメント ミルク		
1	北海道	北海道	爱国団地D10号棟2	公営住宅	31	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
2	北海道	北海道	ことぶき団地C-2	公営住宅	22	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
3	北海道	北海道	であえーる幸団地2	公営住宅	90	2	—	目視結果、傾斜、ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
4	北海道	北海道	北海道名寄高等学校	高等学校	41	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
5	北海道	北海道	新篠津高等養護学校	高等養護学校	60	2	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
6	北海道	北海道	用水路	用水路	40	3	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	道の技術職員
7	北海道	旭川市	江丹別地区浄水場	浄水場	46	1	5	目視及びレベルにより調査した結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市水道局の技術職員及び元請け建設会社の技術者
8	北海道	釧路市	海光団地A棟	公営住宅	90	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
9	北海道	釧路市	しらかば4 白樺台団地C棟	公営住宅	117	7	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
10	北海道	釧路市	興津団地「こうよう2」	公営住宅	161	2	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
11	北海道	釧路市	興津団地「こうよう3」	公営住宅	202	2	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
12	北海道	赤平市	福栄団地5号棟	公営住宅	204	4	—	目視結果、傾斜、ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
13	北海道	赤平市	新光団地2号棟	改良住宅	88	3	—	目視結果、傾斜、ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
14	北海道	千歳市	臨空工業団地配水池	配水池	155	2	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
15	青森県	八戸市	白山台公民館	公民館	35	3	調査中	目視及び勾配定規、下げ振り等での調査での結果、構造上問題のあるような傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員及び工事発注者・元請け建設業者の技術者
16	秋田県	秋田市	土崎消防署	消防署	70	—	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
17	福島県	郡山市	大槻ふれあいセンター	公民館	87	1	12	目視及び水準器を使用した調査の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
18	茨城県	日立市	市営十王台住宅	公営住宅	35	6	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技術者
19	茨城県	高萩市	花貫住宅6号棟	公営住宅	70	5	—	目視及びレベル・下げ振りによる測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員、工事監理者及び元請け建設業者の技術者
20	埼玉県	埼玉県	大宮東宮下団地 5号棟(第3工区)	公営住宅	18	—	5	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	県の技術職員
21	埼玉県	埼玉県	大宮東宮下団地 5号棟(第4工区)	公営住宅	32	5	6	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	県の技術職員
22	埼玉県	埼玉県	大宮東宮下団地 5号棟(第5工区)	公営住宅	21	4	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	県の技術職員

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	データ流用等			対象建築物の現地確認による 安全性の確認	
					全杭 数	流用のあった 杭数		現地確認の内容	確認を行った者
						電流 計	セメント ミルク		
23	千葉県	千葉市	南部浄化センター (汚泥消化タンク)	下水処理場	87	6	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
24	東京都	東京都	白鷺一丁目第3アパート 4号棟	公営住宅	71	7	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員及び管理委託先の住宅供 給会社の職員
25	東京都	東京都	白鷺一丁目第3アパート 5-1号棟	公営住宅	61	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員及び管理委託先の住宅供 給会社の職員
26	東京都	東京都	久我山一丁目第2 アパート10号棟	公営住宅	31	—	6	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員及び管理委託先の住宅供 給会社の職員
27	東京都	東京都	久我山一丁目第2 アパート11号棟	公営住宅	39	—	13	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員及び管理委託先の住宅供 給会社の職員
28	東京都	東京都	東京消防庁八王子消防署	消防署	61	—	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員
29	東京都	東京都	首都大学東京 6号館教室棟	大学	132	8	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員
30	東京都	東京都	狛江高等学校(格技棟)	高等学校	53	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	都の技術職員
31	東京都	港区	高輪保育園・児童館・いきい きプラザ	保育園等	62	—	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
32	東京都	港区	みなと保健所	保健所	66	1	2	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
33	東京都	新宿区	四谷保健センター・新宿東 清掃センター等複合施設	保健所等	47	4	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員
34	東京都	新宿区	新宿中学校	中学校	111	—	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員
35	東京都	墨田区	梅若小学校	小学校	61	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員
36	東京都	江東区	第二亀戸中学校	中学校	46	3	—	建物の傾きは外周の測定では発生してい ない。ヒット部に構造クラックも発生してい ない。	区の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
37	東京都	江東区	豊洲北小学校	小学校	21	—	2	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
38	東京都	中野区	南中野区民活動センター等 (工事中)	区民活動セ ンター等	35	7	7	工事中の躯体について、目視結果、傾斜・ ひび割れ等の不具合は見当たらない。 工事を一時中止し、ボーリング調査により、 杭の支持層への到達を確認。	区の技術職員、工事監理者及び元請け建 設業者の技術者
39	東京都	練馬区	豊玉第二中学校	中学校	65	1	1	傾斜は下げ振りにより、ひび割れ等は目視 により調査した結果、不具合は見当たら ない。	区の技術職員
40	東京都	足立区	西新井小学校	小学校	77	4	10	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	区の技術職員
41	東京都	三鷹市	中央保育園・ 母子生活支援施設	保育園等	44	—	4	目視及び水平器等を使用した調査の結 果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当た らない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
42	東京都	西東京市	ひばりが丘児童センター・ そよかぜ保育園	保育園等	50	13	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技 術者
43	神奈川県	横浜市	あかね台中学校	中学校	210	—	15	目視及び水準器等による測定の結果、傾 斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員、工事監理者及び元請け建 設業者の技術者
44	神奈川県	川崎市	桜本住宅	公営住宅	35	2	21	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	市及び管理委託先の住宅供給会社の技 術職員
45	神奈川県	川崎市	臨港消防署	消防署	28	3	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	市の技術職員
46	神奈川県	川崎市	宮内小学校	小学校	119	3	18	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は 見当たらない。	市の技術職員

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	データ流用等			対象建築物の現地確認による安全性の確認	
					全杭数	流用のあった杭数		現地確認の内容	確認を行った者
						電流計	セメントミルク		
47	山梨県	山梨県	盲学校屋内運動場	盲学校	48	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	県の技術職員
48	長野県	長野市	長野市のづくり支援センター	産学行連携支援施設	34	13	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員
49	岐阜県	瑞穂市	本田小学校特別棟	小学校	42	5	—	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技術者
50	愛知県	碧南市	日進小学校(多目的室棟)	小学校	55	7	—	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技術者
51	愛知県	豊田市	野見小学校	小学校	119	22	—	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の技術職員及び元請け建設業者の技術者
52	愛知県	愛西市	佐織中学校	中学校	89	12	—	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	市の職員及び設計事務所・元請け建設業者の技術者
53	愛知県	飛島村	飛島村ふれあいの郷	健康増進施設	147	29	—	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	村の技術職員及び元請け建設業者の技術者
54	山口県	山口県	牛野谷川ボックスカルバート水路等	水路	113	4	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	県の技術職員

※ 都営住宅1件は、後日、欠落していた電流計のデータが発見されたため、表から除外している。なお、目視等の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらないことを都の技術職員等が確認している。

2. 国土交通省発注物件 (4件)

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	データ流用等			対象建築物の現地確認による安全性の確認	
					全杭数	流用のあった杭数		現地確認の内容	確認を行った者
						電流計	セメントミルク		
1	北海道	北海道開発局	東浦漁港-3.0m岸壁(屋根施設)	衛生管理施設	28	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の技術職員
2	北海道	北海道開発局	豊平川水防資材倉庫	水防資材倉庫	17	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の技術職員
3	北海道	北海道開発局	道央用水南6号分水工施設	農業用施設	74	8	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の技術職員
4	北海道	北海道開発局	寿都漁港-3.5m岸壁(屋根施設)	衛生管理施設	22	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の技術職員

3. 国等発注物件(国土交通省以外) (6件)

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	データ流用等			対象建築物の現地確認による安全性の確認	
					全杭数	流用のあった杭数		現地確認の内容	確認を行った者
						電流計	セメントミルク		
1	北海道	北海道財務局	旭川8条住宅	宿舎	70	1	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の職員及び元請け建設業者の技術者(一級建築士)
2	青森県	東北財務局	小浜住宅4号棟	宿舎	74	—	4	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	国の職員及び元請け建設業者の技術者(一級建築士)
3	埼玉県	(独)都市再生機構	コンフォール松原D地区(立体駐車場)	立体駐車場	49	—	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	都市再生機構の技術職員
4	東京都	(独)都市再生機構	グリーンヒルズ東久留米3号棟	賃貸住宅	47	—	3	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	都市再生機構の技術職員
5	東京都	(独)都市再生機構	ひばりヶ丘パークヒルズ8街区1号棟・5号棟	賃貸住宅	37	1	1	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	都市再生機構の技術職員
6	東京都	(独)都市再生機構	ひばりヶ丘パークヒルズ6街区8号棟・9号棟	賃貸住宅	69	17	—	目視結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	都市再生機構の技術職員

4. 民間物件（17件）

番号	都道府県	所有者等	物件名	用途	対象建築物の現地確認による安全性の確認	
					現地確認の内容	確認を行った者
1	東京都	民間	A	工場・倉庫	外周部のレベル測量を行い、杭に起因すると思われる沈下が発生していないことを確認。 目視可能な範囲において、外周部及びスラブにひび割れがないことを確認。	・元請け建設業者及び検査会社の技術者が確認し、特定行政庁が、調査範囲内において、結果の妥当性を確認済。
2	神奈川県	民間	B	集合住宅	一部の棟において、測量により、傾きのあることを確認。	・元請け建設業者の技術者が確認し、特定行政庁が調査結果の妥当性を確認済。
3	石川県	民間	C	医療・福祉施設	トランシット、レベルにより傾斜のないことを確認。目視によってひび割れがないことを確認。	・元請け建設業者・調査会社の技術者及び特定行政庁の技術職員が合同で確認。
4	静岡県	民間	D	工場・倉庫	目視結果、外壁の目地の垂直、既存棟との床段差・外構との取合部に不整合と沈下がないことを確認。	・所有者、元請け建設業者の技術者及び特定行政庁の技術職員が合同で確認。 ・特定行政庁が法12条5項の報告を受けて、現地調査の内容の妥当性を確認済。
5	愛知県	民間	E	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
6	愛知県	民間	F	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
7	愛知県	民間	G	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
8	愛知県	民間	H	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
9	愛知県	民間	I	工場・倉庫	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
10	愛知県	民間	J	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
11	愛知県	民間	K	その他	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・所有者及び調査診断会社が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
12	愛知県	民間	L	その他	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・所有者及び元請け建設業者の技術者が確認。
13	愛知県	民間	M	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
14	愛知県	民間	N	工場・倉庫	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁がヒアリングを実施。
15	愛知県	民間	O	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
16	愛知県	民間	P	集合住宅	目視及び水準器等による測定の結果、傾斜・ひび割れ等の不具合は見当たらない。	・元請建設業者の技術者が確認し、特定行政庁に法12条5項により報告済。
17	三重県	民間	Q	工場・倉庫	目視および測量にて、傾斜・ひび割れ等の不具合がないことを確認。	・施設管理者及び元請け建設業者の技術者が確認し、特定行政庁が調査結果の妥当性を確認済。

※ 民間物件については、所有者等からの要望により、杭の本数は記載していない。

建建安第 898 号
平成 27 年 11 月 24 日

国土交通省関東地方整備局
建政部 建築安全課長 黒田 充 様

横浜市長 林 文子



杭の支持層未達が想定される都筑区のマンションについて (情報提供)

平成 27 年 11 月 24 日、三井不動産レジデンシャル株式会社及び三井住友建設株式会社より、確認済証番号第 BRI05041224 号 (平成 17 年 11 月 28 日)、第 HPA-06-00590-1 号 (平成 18 年 3 月 7 日) 変更確認、第 HPA-06-00590-2 号 (平成 19 年 11 月 9 日) 変更確認、検査済証番号第 HPA-06-00590-2 号 (平成 19 年 11 月 19 日) の建築物について、添付書類のとおり、建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告が提出され、D 棟について、極めて稀に発生する地震 (震度 6 強から 7 に達する程度の地震) によって、建築物が倒壊、崩壊等しないことを確認しましたので、情報提供します。

なお、D 棟以外の建築物における極めて稀に発生する地震 (震度 6 強から 7 に達する程度の地震) に対する検証については、三井不動産レジデンシャル株式会社及び三井住友建設株式会社に対して、引き続き報告を求めています。また、D 棟における、建築基準法の構造耐力の適合性について第三者機関の意見も踏まえた検証結果の報告について、三井不動産レジデンシャル株式会社及び三井住友建設株式会社に対して、速やかに報告を求める予定であることを申し添えます。

添付書類

建築基準法第 12 条 5 項に基づく報告について

連絡先 横浜市建築局建築指導部建築安全課
構造担当係長 長井 幹
電話 045-671-4536 FAX 045-681-2437
電子メール kc-kozo@city.yokohama.jp

第2回 基礎ぐい工事問題に関する対策委員会
議事要旨

日時：平成27年11月16日（月）19:00～21:00

場所：合同庁舎3号館4階幹部会議室

■ 深尾委員長より挨拶

■ 議事

- 旭化成建材による3,040件に関する調査報告と国交省の対応状況について報告しつつ、実態把握や施工データ流用の要因分析の方法について意見を交換。
- 現在の旭化成建材のデータ流用物件に関する安全性確認等の報告とともに、基礎ぐいの到達・安全性の確認方法等について検討。
- さらに、旭化成建材以外でのデータ流用問題についても報告。

■ 各委員からの発言

〔基本スタンス〕

- データ流用と安全性の問題を分けて進めることが肝要。

〔安全性の確認について〕

- データ流用が明らかになっている建物については、早急に安全性を確認する必要がある。
- 安全性を確認するには、建物の不具合（傾斜、ひび割れ）等を確認することも重要。
- 具体的な施工記録を確認することにより、支持層に到達していると判断できるものもあるのではないか。
- 実際に傾斜が生じている建物については、継続的にモニタリングをして傾斜の進行状況などを確認していくべき。
- 地中の支持層の起伏が激しい場合は、設計や施工管理についても慎重な対応が必要。
- 基礎ぐい工事は事後の修復・修理が難しい。現場での施工管理・確認が安全性確保のために重要。

〔施工データの流用について〕

- 電流計のデータだけで、支持層に到達したことを完全に（必要十分に）証明できる訳ではないので、現場の立ち会いやオペレーターの支持層にあたった感覚など、支持層に到達したかどうかを示す根拠の優先関係を整理する必要がある。
- データが記録されていれば現場に立ち会う技術者は不要ということにはならない。現場の施工管理をデータに頼りすぎるあまり、現場での立ち会いをおろそかにしてはいけない。

- 電流計などの基礎ぐい工事のデータ管理に関する機器の実態を把握する必要がある。
- データの流用という事態はあってはならないこと。安全性に問題は無くても、データ流用が発生しないようにすべき。
- データを取得できなかったときの代替策やルールも必要。
- 旭化成建材の調査報告では、公共工事は比較的データ流用が少なく、民間工事に流用が多いように見受けられる。データ流用の傾向分析は発生要因の分析に資すると考えられる。

[要因分析・対策の考え方]

- 横浜のマンション事案については、発注・設計・施工の各段階で分けて考える必要がある。それぞれの段階で、発注者、設計者、施工者が責任を負っており、それぞれの立場での判断の合理性を検証することが求められる。
- 複雑な下請構造のなかで責任関係が不明確なところもあることから、法令上の責任関係など法律的な分析を丁寧に行うべき。
- どの作業に誰が責任を持つのかなど責任体制・責任意識を明確にし、自覚を促していくことが有効ではないか。
- 国民の不安解消のため、地盤調査—くいの設計—施工が適正になされる場合にどのように行われるのかをわかりやすく示してはどうか。
- 地盤状況が設計と異なる場合、協議して変更する手続を行うことになるが、施工上大きな問題ほど協議も難しくなる。アイデアとしては、紛争調整の手続などを柔軟に使えるようにすることも考えられるのではないか。
- この対策委員会と国で再発防止策を検討することに加えて、業界団体が自主的に改善を進めることを促すべきではないか。
- データ流用が現場の無知によって生じている可能性もあるので、教育訓練を推進することも重要ではないか。

[旭化成建材以外のデータ流用への対応について]

- 再発防止策等を検討するためにも、業界における実態の一定の現状把握が必要。ただし、横浜のマンションで具体的な安全性に関する問題が生じている旭化成建材と同様のレベルの対応をとるべきとは思えない。

[今後について]

- 特定行政庁で進められている旭化成建材のデータ流用案件の安全性確認状況を把握しながら、データ流用と基礎ぐいの安全性の関係を整理していく。
- データ流用の問題については、施工データ管理の実態や流用の発生状況等を分析して、その発生要因の特定を急いで進める。